

社会福祉法人光寿会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光寿会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(会議の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が会議に出席したときは、次の基準により支給することができる。ただし、職員を兼務するものについては、支給しない。

会議1回出席につき、税別で3,000円支給する

2 評議員が評議員会に出席したときは、次の基準により支給することができる。

評議員会1回出席につき、税別で3,000円支給する

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次の基準により報酬を支給することができる。

法人及び施設の運営のための業務1日につき、税別で3,000円支給する

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次の基準により報酬を支給することができる。

業務1日につき、税別で3,000円支給する

3 理事が法人及び施設の指導検査への立会及び監査に立ち会った場合、職員を兼務している施設以外については、監事と同等の報酬を支給することができる。

4 理事長の報酬として、月額30,000円支給する。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の全理事の役員報酬総額は、理事長の報酬も含め年間50万円以内とする。

2 この法人の全監事の役員報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 この法人の全評議員の役員報酬総額は、定款において定める総額の範囲内とする。

(報酬の支給時期)

第6条 役員及び評議員の会議出席報酬及び勤務報酬については、その都度支給する。ただし、理事長報酬については、毎月25日に支払うものとし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前金融機関営業日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費)

第8条 役員及び評議員が会議以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の交通費は、実費にて支払う。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

2 平成30年6月25日改正。平成30年4月1日より遡り施行する。